

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二七）

〔告 示〕

○ 登録有形文化財の登録を抹消する件（文部科学一七一）

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一九四七）

○ 生産業者の住所及び輸入業者の肥料の名称の変更に係る届出があつた件（同一九四八）

○ 肥料の登録が失効した件（同一九四九）

○ 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八二〇一八四）

○ 道路に関する件（東北地方整備局一九二、一九三）

○ 道路に関する件（関東地方整備局二二二）

○ 都市計画に関する件（近畿地方整備局一三二、一三三）

○ 道路に関する件（同一三四、一三五）

〔人事異動〕

内閣 財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

産 業

標準仕様書（TS）の公表について（厚生労働省・経済産業省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

省 令

○ 文部科学省令第二十七号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第五十二条、第六十八条、第七十七条及び第八十一条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年八月二十七日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 福井 照

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第百三十四条の次に次の一条を加える。

第百三十四条の次に次の一条を加える。
「（外務省）
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知
（厚生労働省・経済産業省）
標準仕様書（TS）の公表について
（国家試験）
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）」

告 示

○ 文部科学省告示第百七十一号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、平成三十年八月二十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成三十年八月二十七日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 福井 照

名 称	構造及び形式	関係告示	所在地
堀金家住宅（臣の郷）主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積一七二平方メートル	平成二十二年文部省告示第二十四号	福島県南会津郡南会津町静川字風下甲一七
日本聖公会高崎聖オカサチン教会旧聖光幼稚園園舎	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積一八二八平方メートル	平成二十年文部省告示第二十五号	群馬県高崎市山田町八一
常満寺本堂	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八四平方メートル	平成十九年文部省告示第百四十三号	愛知県犬山市大字大山西古券二八一

示

第百三十九条の次に次の一条を加える。
第百三十九条の二 第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。
第百四十一条の次に次の一条を加える。
第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。
附則
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第百三十四条の二、第百三十九条の二又は第百四十一条の二の規定の適用については、この省令の施行の際現に特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十九年文部科学省告示第七十二号）、特別支援学校小学校科学省告示第七十三号）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）又は高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の規定により作成されている個別的教育支援計画は、新令第百三十四条の二、第百三十九条の二又は第百四十一条の二の規定により作成されたものとみなす。